

# 現行クリーニング業法施行細則及び条例化に対する考え方

## クリーニング業法施行細則

(営業者が講ずべき措置)

第七条 法第三条第三項第六号の規定による必要な措置は、次に定めるところによる。

- 一 クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。
- 二 洗たく物は、その受渡し及び運搬においても洗たく又は仕上げを終わったものと終らないものに区分して取り扱うこと。
- 三 洗たく物を処理する場所又は格納する容器は、随時薬品で消毒すること。
- 四 霧吹き作業には、噴霧器を使用すること。
- 五 省令第一条に規定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物を他の洗たく物と区分して処理するための容器を備えること。
- 六 食品の販売又は調理等を行う営業施設その他相互に汚染の可能性がある営業施設と同一施設内に、洗たく物の受取り及び引渡しのための施設を設ける場合は、当該施設の境界に、壁、板その他適当なものにより障壁を設けること。
- 七 ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、次によること。
  - ア 貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。
  - イ 貯蔵用タンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の容器とすること。
  - ウ 排液処理装置を設置すること。
  - エ 溶剤蒸気回収装置を設置すること。
  - オ 蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、ア及びイに準ずること。

八 法第九条に規定する業務に従事する者(以下「業務従事者」という)が結核又は皮膚疾患等にかかった場合及び治癒した場合は、疾患の有無に関する医師の診断書を添え、別記第五号様式により直ちに法第五条第一項の規定による届出の受理者(以下「届出受理者」という)に届け出ること。

九 届出受理者から業務従事者に対して、結核又は皮膚疾患等の健康診断を受けさせるよう指示があった場合は、当該疾患について健康診断を受けさせること。

## 条例化に関する考え

衛生管理の確保や社会情勢の変化等の観点から

(施設に対する必要な措置)  
クリーニング所における施設、設備等の衛生的管理、洗濯物の適正な処理等について、従来から必要な措置として定めているところから、引き続き規定する必要がある。

(業務従事者に対する必要な措置)  
「結核予防法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により法的整備がなされ、まん延防止等のための措置が講じられているので削除することが適当である。